訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)がオンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を算定します。

【算定内容】

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月1回50円

【施設基準】

- ① 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
- ② 健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認を行う体制を有していること
- ③ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- ④ ③の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲示していること

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願い致します。

令和 7 年 10 月 コーナンビジネスイノベーション株式会社 コーナン訪問看護ステーション